

平成26年度 市税等納期カレンダー 宜野湾市

税目 月別	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	納期限・ 口座振替日
4月	1期						4月30日(水)
5月			全期				6月2日(月)
6月		1期					6月30日(月)
7月	2期			1期	1期	1期	7月31日(木)
8月		2期		2期	2期	2期	9月1日(月)
9月				3期	3期	3期	9月30日(火)
10月		3期		4期	4期	4期	10月31日(金)
11月				5期	5期	5期	12月1日(月)
12月	3期 25日(木)			6期 1月5日(月)	6期 1月5日(月)	6期 1月5日(月)	納期限:左記参照 口座振替:12月25日(木)
1月		4期		7期	7期	7期	2月2日(月)
2月	4期			8期	8期	8期	3月2日(月)
3月					9期		3月31日(火)

※口座振替日は納期限と同日になりますが、12月については全税目とも25日に振替いたします。
このカレンダーは、市のホームページでもご覧いただけます。

市税等は期限内に納めましょう!!

問合せ：市税等収納対策本部 ☎893-4411 (代表)

- 固定資産税・市県民税・軽自動車税について…納税課 内線251
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について…国民健康保険課 内線141
- 介護保険料について……………介護長寿課 内線167

平成26年度 学生納付特例 受付中

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、年金保険料を納めなければなりません。しかし、収入が少なく納めることができなければ、「学生納付特例」を申請することができます。

- 対象者**
- 指定する大学(大学院)・高等学校・専門学校・各種学校などに在籍する学生
 - 前年の所得が118万円以下の方

- 必要書類**
- ① 学生証(コピー可)・在学(在籍)証明書のいずれか一つ
 - ② 認印

学生納付特例が認められると…

- ★ 学生納付特例期間は、年金の受給資格期間(最低25年必要)に算入されます。
- ★ 年金額の計算には反映されません。ただし、老齢年金の減額を防ぐため、10年間は保険料の追納ができます。
- ★ 障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いとなります。(申請が遅れると請求できなくなる場合があります)

手続きは
毎年必要です!



平成26年4月から、免除(※)が受けられる対象期間が拡大され、申請時点の2年1カ月前の月まで申請できるようになりました。未納期間のある方は、早めにご相談ください。

(※)免除には、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例があります

詳しくは 市民課年金係まで ☎893-4411 内線117